



田村市は子育てを応援します!



「問い合わせ」
 こども未来課 ☎82-1000
 社会福祉課 ☎81-2273

児童手当

●児童手当とは
 子育てをする保護者に支給される手当です。出生や転入・転出があったら、忘れずに手続きをしましょう。

●支給額

児童の年齢	児童手当額（1人あたり月額）
3歳未満	一律 15,000円
3歳以上～小学校終了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)
中学生	一律 10,000円
特例給付 (所得制限超過者)	一律 5,000円
非該当者 (所得上限超過者)	0円※1

※1 4年6月分から特例給付の支給に所得上限額が設けられます。

- 手続き
 こども未来課または各行政局で認定請求の手続きが必要です。その際、次のものをお持ちください。
 ・手当の振り込みを希望する通帳（請求者名義）
 ・マイナンバーがわかる書類
 ・本人確認書類（個人番号カード、免許証、保険証等）
- 受給時期 年3回：6月（2～5月分）、10月（6～9月分）、2月（10～1月分）

乳幼児及び児童医療費助成

●社会保険加入の方は登録申請が必要です
 0～18歳（18歳に到達した最初の3月31日まで）の乳幼児、児童の保護者の方を対象に、お子さんの医療費の自己負担分（保険診療分のみ）を助成します。
 ※震災原発事故による医療費免除証明書をお持ちの方はそちらが優先です。

- こんなときは申請が必要です。
 次の場合には確認と手続きが必要です。こども未来課または各行政局へお越しください。
 ①対象となるお子さんが市外へ転出される時
 →受給資格がなくなります。「受給資格証」を返却してください。
 ②お子さんを扶養している方の転出・転入があったとき
 →受給者変更の手続きが必要です。
 ③加入している健康保険が変わったとき（保険証が新しくなったとき）
 ◆社会保険から社会保険
 ◆国民健康保険から社会保険
 ◆社会保険から国民健康保険
 ④振込先金融機関を変更したいとき
 ⑤氏名、住所が変わったとき



～ひとり親家庭への支援制度～

①児童扶養手当

- 受給対象者
 父母が離婚、父または母が死亡、父または母が政令で定める障がいの状態にある児童、未婚の母の子など、父または母と生計を同じくしていない児童を育てているひとり親家庭の父または母、もしくは父母に代わってその児童を養育している方
- 対象児童
 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
- 手続き
 こども未来課または各行政局で認定請求の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。
 ①通帳（請求者名義） ②年金手帳 ③保険証
 ④マイナンバーがわかる書類 ⑤戸籍謄本 など
- 手当の額（4月1日現在）
 ①児童が1人の場合
 全部支給…月額 43,070円
 一部支給…月額 10,160円～43,060円
 ②加算額
 2人目…月額 5,090円～10,170円の加算
 3人目以降…月額 3,050円～6,100円の加算（1人につき）
- 支給時期
 2カ月に1回、奇数月に前月までの分が支給されます。
 5月（3～4月分）、7月（5～6月分）、9月（7～8月分）、11月（9～10月分）、1月（11～12月分）、3月（1～2月分）
- 手当が支給されない方
 ①手当を受けようとする方や対象になる児童が日本に住所を有しない
 ②手当を受けようとする方もしくは対象となる児童が、手当額以上の公的年金等の給付を受けることができる
 ③対象になる児童が父または母の配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある場合も含む）に養育されている など

●所得制限限度額
 受給資格者本人および生計を同じくする扶養義務者等の所得額が次の限度額以上である場合は、手当の支給が停止されます。

(令和4年4月1日現在)

扶養親族等の数	受給資格者（円）		扶養義務者等（円）
	全部支給（円）	一部支給（円）	
0人	490,000	1,920,000	2,360,000
1人	870,000	2,300,000	2,740,000
2人	1,250,000	2,680,000	3,120,000
3人	1,630,000	3,060,000	3,500,000
4人	2,010,000	3,440,000	3,880,000
5人	2,390,000	3,820,000	4,260,000

※扶養義務者とは、受給資格者本人と生計を同じくする直系血族および兄弟姉妹などをいいます。

②ひとり親家庭医療費助成

- 受給対象者・対象児童 ①と同じ
- 助成内容
 1カ月の医療費自己負担額が1,000円を超えた場合、その超えた金額を助成します。
 ※県内医療機関での医療費が、ひと月1,000円を超えた場合、窓口負担はありません。
 ※震災原発事故による医療費免除証明書をお持ちの方はそちらが優先です。
- 手続き
 こども未来課または各行政局で登録申請の手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。
 ①保険証 ②通帳（申請者名義）
 ③マイナンバーが分かる書類 ④戸籍謄本 など

子育て応援券

- 子育て応援券
 2歳までの子どもの保護者に、市内の応援券取扱店で利用できる商品券（子育て応援券）を支給します。
- 受給内容
 ≪第1子、第2子の場合≫
 出生時に…30,000円の応援券
 1歳の誕生日に…30,000円の応援券
 ≪第3子以降の場合≫
 出生時に…30,000円の応援券
 1歳の誕生日に…30,000円の応援券
 2歳の誕生日に…100,000円の応援券
 ※応援券は、申請日（誕生日）の翌月に送付します。
- 対象者
 平成30年4月以降に誕生し、受給時（誕生日を基準日）に田村市に住民登録のある子どもと同居する保護者



子育て支援奨励金

- 子育て支援奨励金
 子どもを在宅で養育している保護者に、教材費などの購入費用として奨励金を支給します。
- 受給対象者
 保育所、こども園、託児所、幼稚園などに通っていない3～5歳の児童を、在宅で養育する保護者
 ※児童の年齢は3月31日を基準とします。
- 受給額
 児童1人につき月額5,000円
- 支給時期
 年3回：8月・12月・4月
- 手続き
 こども未来課または各行政局で手続きをしてください。手続きには次のものが必要です。
 ①通帳（申請者名義）
 ②印鑑

子ども家庭相談のご案内

- すべての子どもとその家族・妊産婦等から、家庭・出産・子育てなどに関する相談に応じています。保健師・助産師・看護師・社会福祉士などの有資格者が相談に応じ、関係機関と連携しながらご家庭をサポートしていきます。秘密は厳守します。一人で悩まずに、ご相談ください。
- 相談内容
 ・しつけや子どもとの関わり方で悩んでいる
 ・配偶者（夫・妻）との関係に悩んでいる
 ・子どもにきつく当たってしまう
 ・子どもの学校生活や問題行動に悩んでいる など
- 利用方法
 電話・来所・訪問・メールなど
- 相談窓口
 こども未来課
- 受付時間
 平日の午前8時30分～午後5時15分



結婚新生活支援補助金

- 結婚新生活支援補助金
 4月1日から5年3月31日までに婚姻届を提出した夫婦（採択要件あり）に対して、住宅取得費、リフォーム費、賃料、敷金、礼金、引越費用、など、最大で30万円を支給します。
- 受給対象者
 ・住居が田村市にあり、当該住居に世帯全員の住民登録がされている方
 ・4年度の夫婦の所得を合算した金額が400万円未満の方
 ・婚姻日時時点で、夫婦ともに39歳以下である方
 ・市税の滞納がない方
 ※他にも条件があります。詳しくはお問い合わせください。

一時保育

- 保護者の育児に伴う負担感の解消や私的理由による、保育所への一時的な入所が可能です。
- 対象児童
 市内に住所を有し、保育所等を利用していない就学前の児童（1歳未満を除く）
- 実施保育所
 市内公立保育所、認定こども園わかさ、星の森保育園
- 保育期間 原則1週間以内
- 保育時間 通常保育時間内
- 保育料 1,000円/日
- その他 利用者が多い場合や施設の行事等の理由で、希望に添えない場合があります。

病児・病後児保育

- 子どもが急に熱を出したけど仕事を休めない！
 具合は良くなったけど、まだ保育所・幼稚園での集団保育は心配…そんなときに、保育士と看護師が医師と連携を図りながら、お子さんをしっかり見守ります。
- 実施施設 星の森保育園
- 対象者 生後6カ月から就学前までの児童（市内保育施設入所児童に限る）
- 利用時間 午前8時30分～午後5時30分
- 利用料金 1日2,000円
 （食事・おやつなどはお持ちください）
- ※事前登録が必要です。利用予定がある方はお早めにご連絡をお願いします。
 星の森保育園 病児・病後児保育室 ☎61-5581
 保健福祉部 こども未来課 ☎82-1000

妊産婦医療費助成

- 妊娠4カ月となる日の属する月から分娩の日の属する月までの医療費の自己負担分（保険診療分のみ）を助成します。この医療費助成を受けるには、受給資格登録申請が必要です。
 ※震災原発事故による医療費免除証明書をお持ちの方はそちらが優先です。
- 必要書類
 ①妊産婦医療費受給資格登録申請書
 ※「付加給付に関する証明」が必要な場合があります。
 ②健康保険証
 ③妊婦本人名義の通帳（社会保険加入の方のみ）